

特定秘密保護法案上程に反対する会長声明

政府は、9月26日、特定秘密保護法案（以下「本件法案」という。）を与党に示した。これに先立ち、政府は9月3日から、本件法案概要に関する意見募集を行い、当会は、同月17日に、法案概要に強く反対する旨の意見書を提出し、その問題点を詳細に指摘した。意見募集はわずか15日間という短期間であった。にもかかわらず、約9万件もの意見が寄せられた。そして、その約8割が法案概要に反対する内容であり、賛成は約1割に過ぎないということであった。このような結果を踏まえ、政府は法案の提出そのものの断念を検討すべきであったところ、政府は意見募集後わずか12日で本件法案を公表するに至った。しかしながら、本件法案では、当会が指摘した法案概要の問題点について改善されておらず、しかも法案概要では明らかでなかった問題点がさらに明確なものとなった。

まず、第一に、その所掌事務について特定秘密の指定をなす行政機関の範囲があまりにも広汎である。宮内庁や会計検査院まで含まれており、ほとんどの行政庁が網羅されているため、行政側の情報のほとんどが特定秘密の指定の対象となり得る。しかも、指定された秘密が適正なものかチェックする制度が担保されていないことから、本来国民に公開されるべき情報が秘密として隠ぺいされるおそれがある。一方で、秘密指定期間が30年を超えた場合には内閣の承認が必要とすることが検討されているが、内閣が承認し続けさえすれば無期限に秘密にすることが可能となる。

第二に、適性評価の調査事項であり、特定秘密の定義にもかかわる「特定有害活動」の概念が曖昧である。すなわち、「特定有害活動」については、「その他の活動」や「害するおそれのあるもの」という表現が使用されているため、「特定有害活動」の解釈が広がる可能性がある。その結果、適性評価の調査事項も広がる上、特定秘密の指定対象も広がるおそれ大きい。

第三に、国会及び裁判所への特定秘密の提供は、行政機関の長が判断するとされており、国会及び裁判所が行政よりも軽視されている。また、裁判所が文書提出命令を必要と判断した場合の取り扱いも不明であり、秘密指定が優先するならば、裁判所の判断は行政機関の判断に劣ることになる。以上からすれば、本件法案は三権分立を基礎とする憲法の理念を踏みにじるものである。

第四に、罰則は10年以下の懲役刑に1000万円以下の罰金刑が併科され、概要よりも重罰化されている。さらに、一定の態様の取得行為が処罰され、特定秘密の漏えい及び取得について、共謀、教唆及び扇動が独立して処罰される。情報提供・取材の働きかけあるいはその準備だけで処罰され得るのである。行政機関等に対して取材をするマスコミのみならず、オンブズマン活動等の市民運動をも萎縮させるものであ

る。

この点、本件法案には、報道の自由への配慮規定が設けられたが、そもそも「報道の自由」が憲法上の権利であることは判例上確立しており、配慮規定を設けざるを得ないこと自体が、本件法案が報道の自由を侵害する危険性を有していることを意味する。

加えて、仮に知る権利や取材の自由について配慮規定が置かれたとしても、単なる訓示規定でしかなく、本件法案が、マスコミや市民に対して深刻な萎縮効果を与える懸念は何ら払拭されていない。そもそも、取材源が罰せられるため、情報収集自体が困難となるのである。

さらに、国会議員も処罰の対象とされていることから、国会議員による調査活動までもが処罰の対象となるおそれがあり、上記第三とも相まって、国会の権能が阻害されることとなる。

以上のとおり、9月17日付当会意見書に加え、さらに多くの問題点が明らかになった本件法案は、断じて国会に提出されるべきではない。

欧米では情報公開法が整備された上で秘密保全法制が敷かれているが、政府による情報公開が不十分である日本においては、まずは情報公開等を充実させるべきである。

政府は、本件法案を提出するのではなく、まずは重要な公的情報を適正に保管するための公文書管理法の改正、及び国民の知る権利を充実させるための情報公開法の改正こそを行うべきである。

2013年（平成25年）10月16日

大阪弁護士会

会長 福原 哲 晃